

別紙 1

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一各号ニの規定に基づく物質の有害性の程度に応じ環境大臣の定める係数（平成十八年十二月環境省告示第四百四十七号）の一部を次のように改正することを検討しています。

「改正案」

※追加・変更する物質は、下記傍線の部分を予定しています。（傍線部分が、意見募集の対象となります。）

汚染分類	物質	係数
一 X類	(1) アクリル酸デシル	一〇、〇〇〇
	(2) アジピン酸ジノルマルヘキシル	一〇、〇〇〇
	(3) アジピン酸ジメチル	一、〇〇〇
	(4) <u>アセトクロール</u>	<u>一、〇〇〇</u>

(14)	塩化パラフィン（炭素数が十四から十七までのもの及びその混合物に限る。）	一〇〇、〇〇〇
(13)	塩化パラフィン（炭素数が十から十三までのもの及びその混合物に限る。）	二五、〇〇〇
(12)	一ウンデセン	一、〇〇〇
(11)	ウンデシルアルコール	一、〇〇〇
(10)	イソホロンジイソシアナート	一、〇〇〇
(9)	アルケン酸アミド（アルケニル基の炭素数が十一以上のもの及びその混合物に限る。）	一、〇〇〇
(8)	アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が四から八までのもの及びその混合物に限る。）	一、〇〇〇
(7)	アルキルジメチルアミン（アルキル基の炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。）	一、〇〇〇
(6)	アルカン（炭素数が六から九までのもの（ヘキサンを除く。）及び炭素数が六から九までのものの混合物に限る。）	一、〇〇〇
(5)	アラクロール（濃度が九十重量パーセント以上のものに限る。）	一、〇〇〇

- の混合物であつて、塩素の含有量が五十重量パーセント以上かつ炭素数が十三以下のものの濃度が一重量パーセント未満のものに限る。)
- (15) オレイルアミン
- (16) オレフィン (炭素数が八から十二までのものを含む炭素数が五から十五までのものの混合物 (炭素数が六以上のアルファオレフィンの混合物を除く。))に限る。)
- (17) アルファオレフィン (炭素数が八から十二までのものを含む炭素数が六から十八までのものの混合物に限る。)
- (18) 掘削用ブライン (亜鉛塩を含むものに限る。)
- (19) クレオソート (コールタールから得られたものに限る。)
- (20) 航空用アルキレート (炭素数が八のパラフィンであつて沸点が九十五度以上百二十度以下のものに限る。)
- (21) コールタール
- (22) コールタールピッチ
- (23) 一・五・九―シクロドデカトリエン

一、  
〇〇〇

一、  
〇〇〇

二五、  
〇〇〇

一、  
〇〇〇

二五、  
〇〇〇

一、  
〇〇〇

一、  
〇〇〇

一、  
〇〇〇

(34)	(33)	(32)	(31)	(30)	(29)	(28)	(27)	(26)	(25)	(24)
ジフェニル	ジニトロトルエン	自動車燃料用アンチノック剤（アルキル鉛を含むものに限る。）	ジチオカルバミン酸アルキル（アルキル基の炭素数が七から十八までのもの及びアルキル基の炭素数が七から三十五までのものの混合物（アルキル基の炭素数が七から十八までのものを含むものに限る。）に限る。）	二・六―ジ―ターシャリブチルフェノール	ジクロロベンゼン	一・三―ジクロロプロペン	ジクロロプロパン及びジクロロプロペンの混合物	ジイソプロピルベンゼン	次亜塩素酸カルシウム溶液（濃度が十五重量パーセントを超えるものに限る。）	シクロヘプタン
一、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○	二五、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○	二五、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○

(47)	(46)	(45)	(44)	(43)	(42)	(41)	(40)	(39)	(38)	(37)	(36)	(35)
トリエチルベンゼン	デセン	デシルオキシテトラヒドロチオフェン— <u>—</u> — <u>—</u> —ジオキシ	デカン酸（ネオデカン酸を除く。）	テレピン油	テトラメチルベンゼン	多環式芳香族化合物（環の数が二以上のもの及びその混合物に限る。）	ターシヤリメチルペンチルエーテル	ターシヤリドデカンチオール	N・N—ジメチルドデシルアミン	ジフェニルエーテル及びビフェニルフェニルエーテルの混合物	ジフェニルエーテル	ジフェニル及びジフェニルエーテルの混合物

一、	一、	一、	一、	一、	一、	二五、	一、	一、	一	一、	一、	一、
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○



でのもの（フタル酸ジイソオクチル、フタル酸ジウンデシル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジヘプチルを除く。）及びアルキル基の炭素数が七から十三までのものの混合物（フタル酸ジイソオクチル、フタル酸ジウンデシル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジヘプチルのみから成る混合物を除く。）に限る。）

(イ) フタル酸ジアルキル（アルキル基の炭素数が七から十三

までのもの（フタル酸ジイソオクチル、フタル酸ジウンデシル、フタル酸ジオクチル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジヘプチルを除く。）及びアルキル基の炭素数が七から十三までのものの混合物（フタル酸ジイソオクチル、フタル酸ジウンデシル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジヘプチルのみから成る混合物を除く。）に限る。）

(ロ) フタル酸ジオクチル

(64) フタル酸ジブチル

二五、〇〇〇

一、〇〇〇

一

(77)	(76)	(75)	(74)	(73)	(72)	(71)	(70)	(69)	(68)	(67)	(66)	(65)	
<p>燐酸トリイソプロピルフェニル</p> <p>重量パーセント以下のものに限る。</p>	<p>燐酸アルキルアリアル (燐酸ジフェニルトリルの含有率が四十重量パーセント以上であつて、オルト異性体が○・○二)</p>	<p>ラウリン酸</p>	<p>メルカプトベンゾチアゾールナトリウム塩溶液</p>	<p>六―メチルクロロアセトアニリド</p>	<p>N―(ニ―メトキシ―メチルエチル)―ニ―エチル―</p>	<p>メチルナフタレン</p>	<p>N―メチルジチオカルバミン酸ナトリウム塩溶液</p>	<p>メチルシクロペンタジエニルマンガントリカルボニル</p>	<p>ミルセン</p>	<p>ペンタエチレンヘキサミン</p>	<p>プロピレン四量体</p>	<p>ブテンオリゴマー</p>	<p>フタル酸ブチルベンジル</p>
一、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○	一 ○、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○	一 ○、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○	一、 ○ ○ ○	



二 Y 類 物質		一、〇〇〇
(1) アクリルアミド溶液（濃度が五十重量パーセント以下のものに <del>限る。</del> ）	(78) 燐酸トリキシリル	二五
(2) アクリル酸		一〇〇
(3) アクリル酸アルキル及びビニルピリジンの共重合体のトル		二五
<del>エン溶液</del>		
(4) アクリル酸エチル		二五
(5) アクリル酸二―エチルヘキシル		一
(6) アクリル酸二―ヒドロキシエチル		一〇〇
(7) アクリル酸ブチル		一〇
(8) アクリル酸メチル		二五
(9) アクリロニトリル		二五
(10) アクリロニトリル及びスチレンの共重合物（ポリエーテル		一
ポリオール中に分散されたものに <del>限る。</del> ）		
(11) アシッドオイル（植物油、パーム油又はパーム核油の精製		
の <del>際</del> に生ずるものに <del>限る。</del> ）		

(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	(ロ)	(イ)
亜麻仁油	アニリン	アセトンシアンヒドリン	アセトニトリル（濃度が八十重量パーセント以上八十五重量パーセント以下のものに限る。）	アジピン酸ジトリデシル	アジピン酸ジイソノニル	アジピン酸ジエチルヘキシル	アジピン酸オクチルデシル	亜硝酸ナトリウム溶液	アシッドオイル（大豆油、とうもろこし油及びひまわり油の精製の際に生ずるものの混合物に限る。）	アシッドオイル（パーム核油の精製の際に生ずるものに限る。）	アシッドオイル（植物油又はパーム油の精製の際に生ずるものに限る。）

一	二五	一〇〇	一〇	一	一〇〇	一	一	一	一	一〇	一
---	----	-----	----	---	-----	---	---	---	---	----	---

		(22)	ニ―アミノイソプロピルアルコール						
		(23)	アリールポリオレフィン（ポリオレフィン基の炭素数が十から五十までのもの及びその混合物に限る。）						
		(24)	亜硫酸ナトリウム溶液（濃度が二十五重量パーセント以下のものに限る。）						
		(25)	アリルアルコール						一〇〇
		(26)	亜磷酸アルキル（アルキル基の炭素数が十から二十までのもの及びその混合物に限る。）						一
		(27)	長鎖アルカン酸銅塩（炭素数が十七以上のもの及びその混合物に限る。）						一
		(28)	アルキルアミン磷酸エステル（アルキル基の炭素数が十二から十四までのもの及びその混合物に限る。）						一〇
		(29)	アルキルアリールジチオ磷酸亜鉛（アルキル基の炭素数が七から十六までのもの及びその混合物に限る。）						一〇
		(30)	長鎖アルキルアリールスルホン酸（アルキル基の炭素数が十六から六十までのもの及びその混合物に限る。）						一

- (31) 長鎖アルキルアリールスルホン酸バリウム（アルキル基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。）
- (32) 長鎖アルキルアリールスルホン酸マグネシウム（アルキル基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。）
- (33) 長鎖アルキルアリールポリエーテル（アルキル基の炭素数が九から二十までのもの及びその混合物に限る。）
- (34) アルキルエステル及びオレフィンの共重合体（分子量が二千以上のもの及びその混合物に限る。）
- (35) アルキルエステル共重合体（アルキル基の炭素数が四から二十までのもの及びその混合物に限る。）
- (36) アルキル化ヒンダードフェノール（アルキル基の炭素数が四から九までのもの及びその混合物に限る。）
- (37) 長鎖アルキルサリチル酸カルシウム（アルキル基の炭素数が十三以上のもの及びその混合物に限る。）
- (38) 長鎖アルキルサリチル酸マグネシウム（アルキル基の炭素

—|

—|

—

—

—

—|  
○

—|

—  
○

- 数が十一以上のもの及びその混合物に限る。)
- (39) 長鎖アルキルジチオカルバミドのモリブデンポリスルフィド錯体
- (40) アルキルジチオチアジアゾール (アルキル基の炭素数が六から二十四までのもの及びその混合物に限る。)
- (41) アルキルジチオ燐酸亜鉛 (アルキル基の炭素数が三から十四までのもの及びその混合物に限る。)
- (42) アルキルジフェニルアミン
- (43) アルキルスルホン酸ナトリウム塩溶液 (アルキル基の炭素数が十四から十七までのもの及びその混合物であつて、濃度が六十重量パーセント以上六十五重量パーセント以下のものに限る。)
- (44) アルキルフェニルアミン (アルキル基の炭素数が八又は九のもの及びその混合物に限る。) の芳香族系の物質を溶媒とする溶液
- (45) 長鎖アルキルフェニール塩及び硫化フェニールの混合物

—|

—  
○

—  
○

—  
○

—  
○

—|

—|

- (46) 長鎖アルキルフェノールカルシウム塩（アルキル基の炭素数が五から四十までのもの及びその混合物に限る。）
- (47) アルキルフェノールポリエトキシラート（アルキル基の炭素数が七から十一までのものであつて、重合度が四から十二までのもの及びその混合物に限る。）
- (48) アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が三又は四のもの及びその混合物並びにアルキル基の炭素数が九以上のもの（ドデシルベンゼンを除く。）及びアルキル基の炭素数が九以上のもので混合物に限る。）
- (イ) アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が三又は四のもの及びその混合物に限る。）
- (ロ) アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が九以上のもの（ドデシルベンゼンを除く。）及びアルキル基の炭素数が九以上のものの混合物に限る。）
- (49) アルキルベンゼンスルホン酸（アルキル基の炭素数が十一から十七までのもの及びその混合物に限る。）

一〇

一

一〇〇

一〇

一

アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム塩溶液

(50) アルキルベンゼンの混合物（トルエンを五十重量パーセン

ト以上含むものに限る。）

アルキルベンゼンの蒸留残留物

(51) アルキルポリグルコシド溶液（アルキル基の炭素数が八か

ら十までのもの及びアルキル基の炭素数が十二から十四までのもの混合物（アルキル基の炭素数が八から十までのもの濃度が四十重量パーセント以下のもの、五十重量パーセントのもの又は六十重量パーセントのものに限る。）であつて、濃度が五十五重量パーセント以下のものに限る。）

(イ) アルキルポリグルコシド溶液（アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びアルキル基の炭素数が十二から十四までのもの混合物（アルキル基の炭素数が八から十までのもの濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。）であつて、濃度が五十五重量パーセント以下のものに限る。）

一〇

二五

一

一〇





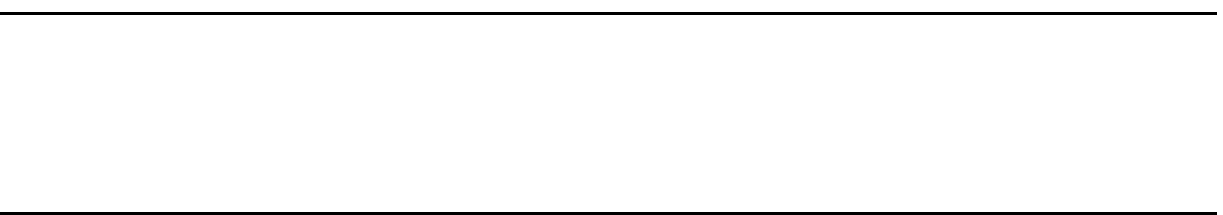
(69)	(68)	(67)	(66)	(65)	(64)	(63)	(62)	(61)	(60)	(59)
エタノールアミン	ウンデカン酸	イリツペ油	イソ酪酸二・二・四―トリメチル―三―ヒドロキシペンチル	イソホロンジアミン	イソホロン	イソプロピルシクロヘキサシ	イソプロピルエーテル	イソプロピルアミン及びその溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。）	イソブレン	イソアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）及びシクロアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）の混合物
—	—	—	—	—	—	—	—	—	二五	—

(82)	(81)	(80)	(79)	(78)	(77)	(76)	(75)	(74)	(73)	(72)	(71)	(70)	
エチレンクロロヒドリン	エチレン及び酢酸ビニルの共重合体	N-エチルメチルアリルアミン	エチルペンチルケトン	エチルベンゼン	二-エチルヘキシルアミン	二-エチル-三-プロピルアクロレイン	二-エチル-二-(ヒドロキシメチル)プロパン-1・3-ジオールアルキルエステル(アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びその混合物に限る。)	エチルトルエン	N-エチルシクロヘキシルアミン	エチルシクロヘキササン	以下のものに限る。)	エチルアミン及びその溶液(濃度が七十二重量パーセント)	エチリデンノルボルネン

一	一	一	一	二五	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	一	一	一	〇	〇	一	〇	〇	〇	〇	一	〇

(97) (96) (95) (94) (93) (92) (91) (90) (89) (88) (87) (86) (85) (84) (83)

塩化第二鉄溶液	塩化アリル	エピクロロヒドリン	三―エトキシプロピオン酸エチル	二―エトキシ―二・二―ジメチルエタン	炭素数が十六以上のもの及びその混合物に限る。)										エトキシ化長鎖アルコキシアルキルアミン (アルキル基の	エチレンジアミン四酢酸四ナトリウム塩溶液	エチレンジアミン	エチレンシアノヒドリン	エチレングリコールモノメチルエーテルアセタート	エチレングリコールモノブチルエーテルアセタート	エチレングリコールモノアルキルエーテル	エチレングリコールモノアセタート	エチレングリコールジアセタート	エチレングリコール
一	二五	二五	一	一	一	一	一	〇	一	二五	一	一	二五	一	二五	一	二五							



	(107)(106)(105)(104)(103)(102)(101)	(100)(99)(98)
	(イ) オレフィン (炭素数が五から七まで及び十三以上のもの及びその混合物に限る。)	塩化ビニリデン
	(ロ) オクタン酸 (二―エチルヘキサン酸を除く。)	塩化ベンジル
	オクチルアルコール	オクタン酸
	オクチルアルデヒド	
	オクテン	
	オリーブ油	
	オレイン酸	
	オレイン酸カリウム	
	オレフィン (炭素数が五から七まで又は十三以上のもの及びその混合物に限る。)	
	オレフィン (炭素数が五から七まで及び十三以上のもの (ヘキセンを除く。)) 及びその混合物 (炭素数が五から七までのものの混合物を除く。)	

	一	一〇〇	一	一	一〇	一〇	一	二五	一	二五	二五
--	---	-----	---	---	----	----	---	----	---	----	----

(118)(117)(116)	(115)(114)	(113)(112)(111)(110)	(109)(108)	(ロ)
クレゾール	吉草酸及び酪酸二―メチルの混合物（吉草酸の濃度が六十重量パーセントのものに限る。）	キシレン及びエチルベンゼンの混合物（エチルベンゼンの濃度が十重量パーセント以上のものに限る。）	過酸化水素溶液（濃度が八重量パーセントを超え七十重量パーセント以下のものに限る。）	オレフィン（ヘキセン及び炭素数が五から七までのものの混合物に限る。）
魚油	吉草酸	キシレノール	カシユナツツシエル油（未精製のものに限る。）	カカオ脂
ぎ酸		キシレン		

溶液	(129)	(128)	(127)	(126)	(125)	(124)	(123)	(122)	(121)	(120)	(119)	
	四―クロロ―二―メチルフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩	クロロホルム	クロロベンゼン	―三―オン	―(四―クロロフェニル)―四・四―ジメチルペンタン	オルトクロロニトロベンゼン	クロロトルエン	クロロトルエン	クロロスルホン酸	クロロ酢酸 (濃度が八十重量パーセント以下のものに限る)	クロトンアルデヒド	クレゾールナトリウム塩溶液
					クロロヒドリン (粗製のものに限る。)							
							(イ)					
							(ロ)					

一
二五
〇
一
〇
一
〇
一
〇
一
〇
一
二五

(142)(141)(140)(139)(138)(137)(136)(135)	(134)(133)(132)	(131)	(130)
酢酸シクロヘキシル	グリセリンモノオレイン酸	グリオキシル酸溶液（濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。）	グリオキサール溶液（濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。）
酢酸二―エトキシエチル	グリホサート溶液（界面活性剤を含まないものに限る。）		
混酸（硝酸及び硫酸の混合物に限る。）	グルタルアルデヒド溶液（濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。）		
米ぬか油	グルタル酸ジメチル		
	けい酸ナトリウム溶液		
	コールタールナフサソルベント		
	こはく酸ジメチル		

一 二五 一 一 一 二五 一 〇 〇 一 一 二五

---

(157)(156) (155)(154)(153)(152)(151)(150)(149)(148)(147)(146)(145)(144)(143)

酢酸トリデシル  
酢酸ノルマルオクチル  
酢酸ノルマルプロピル  
酢酸ビニル  
酢酸ブチル  
酢酸ヘキシル  
酢酸ヘプチル  
酢酸ベンジル  
酢酸ペンチル  
酢酸三ーメトキシブチル  
サフラワー油  
サリチル酸メチル  
酸化エチレン及び酸化プロピレンの混合物（酸化エチレンの濃度が三十重量パーセント以下のものに限る。）  
一・二ー酸化ブチレン  
酸化プロピレン

---

二五 二五 二五 二五 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 二五 一 一 一

---



	(168)	(167)	(166)	(165)	(164)	(163)	(162)	(161)		(160)	(159)	(158)	
(ロ)	脂肪酸 (炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。)									シクロアルカン (炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。)			
(イ)	脂肪酸 (炭素数が八から十までのもの及びその混合物に限る。)									シアバター	四塩化炭素		
			脂肪酸 (炭素数が八から十まで又は十二以上のもの及びその混合物に限る。)								シクロヘキサノール		
					シクロペンタン					シクロヘキサノール及びシクロヘキサノンの混合物			
					シクロペンテン					シクロヘキサノール			
								一・三—シクロペンタジエン二量体					

—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
											二五	

(174)	(173)	(172)(171)	(170)(169)
脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素物に限る。）	脂肪族アルコール（炭素数が十三以上のもの及びその混合物に限る。）	直鎖脂肪族アルコール（炭素数が八から十八までのもの及びその混合物に限る。）	脂肪酸蒸留物（植物油の精製の際に生ずるものに限る。） 直鎖脂肪酸の二―エチルヘキシルエステル（直鎖脂肪酸の炭素数が六から十八までのもの及びその混合物に限る。） 脂肪酸メチルエステル
一〇	一〇〇	一〇〇	一〇

---

数が九から十一までのものであつて、重合度が二・五から九までのもの（セコンダリアルコールであつて重合度が三から六まで及び七以上のものを除く。）及びその混合物に限る。）

(175) 脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであつて、重合度が一から六までのもの（セコンダリアルコールであつて重合度が三以上のものを除く。）及びその混合物に限る。）

(176) 脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであつて、重合度が七から十九までのもの（セコンダリアルコールであつて重合度が七から十二までのものを除く。）及びその混合物に限る。）

(177) 脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであつて、重合度が二十以上のもの及びその混合物に限る。）

(178) 脂肪族アルコールポリエトキシラート（セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであつて、重合度

一〇〇

一

一〇〇

一〇〇

(179)	が三から六までのもの及びその混合物に限る。 脂肪族アルコールポリエトキシラート（セコンダリアルコ ールでその炭素数が六から十七までのものであつて、重合度 が七から十二までのもの及びその混合物に限る。） パラシメン 硝酸 硝酸及び硝酸第二鉄の混合溶液	一 〇〇 〇
(183)(182)(181)(180)	硝酸アルキル（アルキル基の炭素数が七から九までのもの 及びその混合物に限る。）	一 〇
(184)	次亜塩素酸カルシウム溶液（濃度が十五重量パーセント以 下のものに限る。）	一 〇〇
(185)	次亜塩素酸ナトリウム溶液（濃度が十五重量パーセント以 下のものに限る。）	一 〇〇
(188)(187)(186)	ジイソブチレン ジイソブチレン ジイソプロピルアミン	一 〇 一

(201)	(200)	(199)	(198)	(197)	(196)	(195)	(194)	(193)	(192)	(191)	(190)	(189)
三・四―ジクロロ―ブテン	二・四―ジクロロフェノキシ酢酸トリイソプロパノールアミン塩溶液	二・四―ジクロロフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。）	二・四―ジクロロフェノキシ酢酸ジエタノールアミン塩溶液	二・四―ジクロロフェノール	一・二―ジクロロエタン	一・四―ジオキサソ	ジエチルベンゼン	ジエチルアミン	ジエチルアミノエタノール	二・六―ジエチルアニリン	ジエタノールアミン	ジイソプロピルナフタレン

一〇 一 一〇 一〇 二五 二五 一〇 一 一〇 一 二五 一〇

---

(215)(214)(213)(212)(211)      (210)(209)(208)      (207)(206)(205)(204)(203)(202)

ジプロピルチオカルバミン酸S―エチル

ジブロモメタン

一・二―ジブロモエタン

ジブチルアミン

ジフェニルメタンジイソシアナート

反応生成物

ジフェニルアミン及び二・二・四―トリメチルペンテンの

ジフェニルアミン

ジノルマルプロピルアミン

から三十五までのもの及びその混合物に限る。

ジチオカルバミン酸アルキル（アルキル基の炭素数が十九

ジクロロメタン

一・六―ジクロロヘキサン

二・二―ジクロロプロピオン酸

一・二―ジクロロプロパン

一・一―ジクロロプロパン

---

二五

一

二五

一〇

一

一〇

一〇

一〇

一

二五

一〇

一

一

一

(228)	(227)(226)(225)	(224)(223)(222)(221)(220)(219)(218)	(217)(216)
スチレン	水酸化ナトリウム溶液 水酸化ナトリウム溶液 水酸化ナトリウム溶液 水酸化ナトリウム及び水素化ほう素ナトリウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。）の混合溶液	重クロム酸ナトリウム溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。） ジメチルホルムアミド ジメチルポリシロキサン	ジペンテン ジメチルアミン溶液（濃度が六十五重量パーセント以下のものに限る。） ジメチルエタノールアミン ジメチルオクタン酸 N・N―ジメチルシクロヘキシルアミン ジメチルジスルフイド ジメチルホルムアミド ジメチルポリシロキサン

二五

一

一

一

二五

一

二五

一〇

一

一〇〇

一

一〇

一

---

(242)(241)(240)(239)(238)(237) (236) (235)(234)(233)(232)(231)(230)(229)

スルホラン

石炭酸油

石油スルホン酸ナトリウム

タロー

タロー脂肪酸

大豆油

チオシアン酸ナトリウム溶液（濃度が五十六重量パーセン

ト以下のものに限る。）

(236) チオ硫酸カリウム（濃度が五十重量パーセント以下のもの

に限る。）

テトラクロロエタン

テトラクロロエチレン

テトラデシルアミン及びドデシルアミンの混合物

テトラヒドロナフタレン

デカヒドロナフタレン

デシルアルコール

---

一 一 一 一〇 二五 二五 一 一 一 一 一 二五 一  
〇 〇 〇 〇 五 五 一 一 一 一 一 五 一

---



(255)	(254)	(253)	(252)	(251)	(250)	(249)	(248)	(247)	(246)	(245)	(244)	(243)
一・二・三 トリクロロプロパン	一・一・二 トリクロロ一・二・二 トリフルオロエタ	トリクロロエチレン	一・一・一 トリクロロエタン	一・一・二 トリクロロエタン	一・三・五 トリオキサン	トリエチルアミン	トリアルキル (炭素数が十のものに限る。) 酢酸グリシジ	トル油 ピツチ	の に 限 る 。	トール油 脂肪酸 (樹脂酸分が二十重量パーセント未満のもの)	桐油	とうもろこし油

二五      一〇      二五      一      一      二五      一〇      一 |      一 |      一 |      一      一

(270)(269)(268)(267)(266)(265)(264)(263)(262)(261)(260)(259)(258)(257)(256)

トリデカン

トリデカン酸

トリメチル酢酸

オルトトルイジン

トルエン

トルエンジアミン

トルエンジイソシアナート

ドデカン

ドデシルアルコール

ドデシルキシレン

菜種油

菜種油脂肪酸メチルエステル

ニトリロ三酢酸三ナトリウム塩溶液

ニトロエタン

ニトロエタン及び一ニトロプロパンの混合物（それぞれ

の濃度が十五重量パーセント以上のものに限る。）

— | —    二五    — | —    —    —    一〇〇    —    二五    二五    二五    一〇〇    —    一〇    —

(280)(279)(278)(277)(276)(275)(274)(273)(272)

ネオデカン酸

二硫化炭素

尿素及び磷酸アンモニウムの混合溶液

ニトロベンゼン

ニ―ニトロプロパン

一―ニトロプロパン

オルトニトロフェノール

パラニトロトルエン

オルトニトロトルエン

ンの濃度が八十重量パーセントのものに限る。

(ロ) ニトロエタン及びニトロプロパンの混合物（ニトロエタ

ンの濃度が四十重量パーセントのものに限る。）

(イ) ニトロエタン及びニトロプロパンの混合物（ニトロエタ

に限る。）

の濃度が四十重量パーセント又は八十重量パーセントのもの

(271)

ニトロエタン及びニトロプロパンの混合物（ニトロエタン

一

二五

一〇

二五

二五

二五

一〇

二五

二五

一

二五

(294)(293)(292)(291)(290)(289)(288)(287) (286)(285) (284)(283)(282)(281)

ネオデカン酸ビニル  
ノナン酸  
ノニルアルコール  
ノニルフェノールポリエトキシラート（重合度が四以上のもの及びその混合物に限る。）  
ノネン  
ノルマルアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）  
ノルマルブチルエーテル  
ノルマルプロパノールアミン  
ノルマルプロピルアルコール  
ノルマルヘキサン酸  
廃硫酸  
発煙硫酸  
バレルアルデヒド  
パームオレイン

— 〇 二五 二五 — 二五 — — — 〇 — 〇 〇 — 〇

---

(309)(308)(307)(306) (305)(304)(303)(302)(301)(300)(299)(298)(297)(296)(295)

パーム核オレイン  
パーム核ステアリン  
パーム核油  
パームステアリン  
パーム油  
パーム油脂肪酸（蒸留物に限る。）  
パーム油脂肪酸メチルエステル  
パーム油の分別物  
パラアルデヒド及びアンモニアの反応生成物  
パラフィンワックス  
N－（ヒドロキシエチル）エチレンジアミン三酢酸三ナト  
リウム塩溶液  
ひまし油  
ひまわり油  
ビス（ニークロロイソプロピル）エーテル  
ビス（ニークロロエチル）エーテル

---

二五 一 一 一 二五 一 一 一 一 一 一 一 一 一

---

(325)(324)(323)(322)(321)(320)(319)(318)(317)(316)(315)(314)(313)(312)(311)(310)

ビスフェノールFのジグリシジルエーテル	二五
ビニルトルエン	二五
ピリジン	一〇
一―フェニル―一―キシリルエタン	一
フェノール	一〇
フェノールのスルホン酸アルキルエステル	一
フタル酸ジイソオクチル	一
フタル酸ジウンデシル	一
フタル酸ジエチル	一
フタル酸ジトリデシル	一
フタル酸ジノニル	一
フタル酸ジヘキシル	二五
フタル酸ジヘプチル	二五
フタル酸ジメチル	一
フタル酸二―ヒドロキシエトキシエチル	一
ふっ化けい酸水溶液（濃度が二十重量パーセント以上三十	一

(339)(338)(337)(336)(335)(334)(333)(332)(331)(330)(329)(328)(327) (326)

重量パーセント以下のものに限る。）

直鎖不飽和脂肪酸（炭素数が十六以上のもの及びその混合物に限る。）

フルフラール

フルフリルアルコール

ブチルアミン

ブチルアルデヒド

ガンマブチロラクトン

分解ガソリン（ベンゼンを含むものに限る。）

プロピオントリル

ベータプロピオラクトン

プロピオンアルデヒド

プロピオン酸

プロピオン酸エチル

プロピオン酸ノルマルブチル

プロピオン酸ノルマルペンチル

— — — | — — 二五 二五 二五 | 二五 — — ○ 二五 — |

(353)(352)	(351)(350)(349)(348)(347)(346)(345)(344)(343)	(342)(341)(340)
ペテロラタム	ヘキサメチレンジイソシアナート ヘキサメチレンイミン ヘキサメチレンジアミン及びその溶液 ヘキサン 一・六一ヘキサンジオール（蒸留物に限る。） ヘキシルアルコール（メチルペンチルアルコールを除く。） ヘプチルアルコール ベンジルアルコール ベンゼン（濃度が十重量パーセント以上の粗製ベンゼンを 含み、前号に掲げる物質を含むものを除く。） ベンゼントリカルボン酸トリオクタール	プロピルベンゼン プロピレン三量体 一―ヘキサデシルナフタレン及び一・四―ビス（ヘキサデ シル）ナフタレンの混合物 ヘキサメチレンイミン ヘキサメチレンジアミン及びその溶液 ヘキサメチレンジイソシアナート ヘキサン 一・六一ヘキサンジオール（蒸留物に限る。） ヘキシルアルコール（メチルペンチルアルコールを除く。） ヘプチルアルコール ベンジルアルコール ベンゼン（濃度が十重量パーセント以上の粗製ベンゼンを 含み、前号に掲げる物質を含むものを除く。） ベンゼントリカルボン酸トリオクタール

—	—	二五	—	—	—	—	一〇〇	—	二五	—	—	一〇	一〇
---	---	----	---	---	---	---	-----	---	----	---	---	----	----



(364)	(363)	(362)	(361)	(360)	(359)	(358)	(357)	(356)	(355)	(354)
ト (アルキル基の炭素数が一から六までのものであつて、重	ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテルアセター	二十までのもので及びその混合物に限る。)のキシレン溶液	ポリアクリル酸アルキル (アルキル基の炭素数が十八から	ホワイトスピリット (芳香族系成分の含有量が十五重量パーセント以上二十重量パーセント以下のものに限る。)	ホルムアルデヒド溶液 (濃度が四十五重量パーセント以下	ホルムアミド	ホスホン酸水素ジメチル	ホスホン酸水素ジブチル	飽和脂肪酸 (炭素数が十三以上のもの及びその混合物に限る。)	ペンタクロロエタン
一	一	一〇	二五	二五	一	一	一	一〇	一	二五

- (365) 合度が二から八までのもの及びその混合物に限る。)
- (366) ポリイソブチレン（重合度が四以上のもの及びその混合物に限る。）
- (367) ポリイソブチレンアミンの脂肪族炭化水素（炭素数が十から十四までのもの及びその混合物に限る。）を溶媒とする溶液
- (368) ポリエーテル（分子量が千三百五十以上のもの及びその混合物に限る。）
- (369) ポリエチレンポリアミン（ペンタエチレンヘキサミンを除く。）
- (イ) ポリエチレンポリアミン（ジエチレントリアミン及びペンタエチレンヘキサミンを除く。）
- (ロ) ジエチレントリアミン
- (369) ポリエチレンポリアミン及び流動パラフィンの混合溶液（炭素数が五から二十までの流動パラフィンの濃度が五十重量パーセントを超えるものに限る。）

— | — | — | — | — | —

- (370) ポリオレフィン（分子量が三百以上のもの及びその混合物に限る。）
- (371) ポリオレフィンアミドアルケンアミン（ポリオレフィン基の炭素数が十七以上のもの及びその混合物に限る。）
- (372) ポリオレフィンアミドアルケンアミンほう酸塩（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）
- (373) ポリオレフィンアミノエステル塩（分子量が二千以上のもの及びその混合物に限る。）
- (374) ポリオレフィンアミン（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）
- (375) ポリオレフィンアミンの芳香族系の物質を溶媒とする溶液
- (376) ポリオレフィンエステル（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）
- (377) ポリオレフィンチオホスホン酸バリウム塩（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）

— | — | — | — | — | — | — | — |

(389)(388)(387)(386)(385)(384)(383)	(382)(381)(380)(379)	(378)
<p>無水マレイン酸</p> <p>無水ポリオレフィン</p> <p>無水プロピオン酸</p> <p>無水フタル酸</p> <p>マンゴー核油</p> <p>ポリ硫酸第二鉄溶液</p> <p>ポリメチレンポリフェニルイソシアナート</p>	<p>限る。)</p> <p>ポリプロピレン (重合度が五以上のもの及びその混合物に</p> <p>ポリブテン</p> <p>ポリブテニルこはく酸イミド</p> <p>ポリシロキサン</p>	<p>物に限る。)</p> <p>ポリオレフィンフェノールアミン (ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。)</p>

— — — — — | — — | — | — | — — — — —

(399)	(398)	(397)(396)	(395)	(394)(393)	(392)(391)(390)
メタクリル酸メチル	二十までのもの及びその混合物に限る。 メタクリル酸ポリアルキル（アルキル基の炭素数が十から	メタクリル酸ノニル メタクリル酸ポリアルキル（アルキル基の炭素数が十から十八までのもの及びその混合物に限る。）及びエチレンープロピレン共重合体の混合物	メタクリル酸ドデシル及びメタクリル酸ペンタデシルの混合物	メタクリル酸ドデシル及びメタクリル酸オクタデシルの混合物	メタクリル酸 メタクリル酸エイコシル及びメタクリル酸セチルの混合物 メタクリル酸エイコシル、メタクリル酸セチル、メタクリル酸デシル及びメタクリル酸ブチルの混合物

— — — — — | — — — — —

(414)(413)(412)(411)(410)(409)(408)(407)(406)(405)(404)(403) (402)(401)(400)

メタクリル樹脂の一・二―ジクロロエタン溶液  
 メタクリロニトリル  
 メチルアミン溶液（濃度が四十二重量パーセント以下のものに限る。）  
 メチルアルコール  
 二―メチル―六―エチルアニリン  
 二―メチル―五―エチルピリジン  
 メチルシクロヘキサシ  
 メチルシクロペンタジエン二量体  
 メチルジエタノールアミン  
 アルファメチルスチレン  
 三―（メチルチオ）プロピオンアルデヒド  
 N―メチル―二―ピロリドン  
 メチルブチルケトン（メチルイソブチルケトンを除く。）  
 メチルブテノール  
 綿実油

一 一 二五 二五 二五 二五 一 一 〇 〇 一 一 二五 二五 一 二五

(427)(426)	(425)(424)(423)(422)(421)(420)(419)(418)(417)(416)	(415)
ニアを含むものに限る。)	酪酸エチル 酪酸ブチル 酪酸メチル ラクトニトリル溶液（濃度が八十重量パーセント以下のものに限る。） 落花生油	モノオレイン酸ポリオキシエチレンソルビタン（重合度が二十のものに限る。） モルホリン やし油 やし油脂脂肪酸 やし油脂脂肪酸メチルエステル ラード 酪酸
—   —	—   —   —   —   —   —   —   —   —   —	—   —   —   —   —   —   —   —   —   —   —   —

(439)(438)(437)(436)(435)(434)(433)	(432)	(431)(430)	(429)	(428)
レジン油 (蒸留物に限る。)	硫化ナトリウム溶液 (濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。)	硫化炭化水素 (炭素数が三から八十八までのもの及びその混合物に限る。)	硫化アンモニウム溶液 (濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。)	長鎖硫化アルキルフェノールカルシウム塩 (アルキル基の炭素数が八から四十までのもの及びその混合物に限る。)
燐酸トリブチル	硫酸	硫化アンモニウム及び硫化水素ナトリウムの混合溶液		
燐酸トリトリル (オルト異性体を含むものに限る。)	硫酸アルミニウム溶液			
燐酸ジエチル	燐酸水素ジ—二—エチルヘキシル			

二五	一〇	一〇	一	二五	一〇	二五	一〇	二五	一
----	----	----	---	----	----	----	----	----	---



物質 でない	四 有害 物質	三 Z類 物質	
	令別表第一の二第一号から第七号までに掲げる物質	令別表第一第三号イに掲げる物質	(441)(440) ワックス（パラフィンワックスを除く。） ロジン
	○	○	一   ○